

農業用使用済プラスチックは資源です

みんなで集めてリサイクル!

地域ぐるみで適正処理・リサイクルを進め、環境と共生する農業に取り組みましょう。

農業者

農ビとポリに
きちんと分別!!

回収

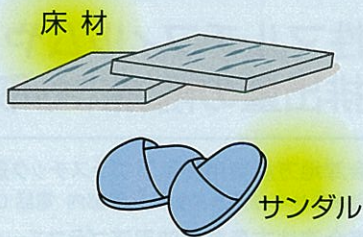
適正処理



マテリアルリサイクル (素材化・材料化)

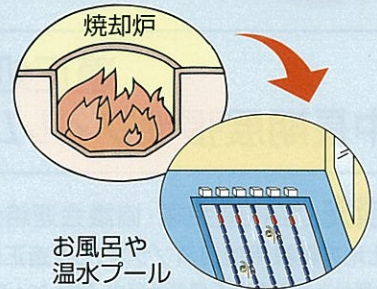
【再生品として】

- 床材
- サンドル
- 農業用シート
- 車止め 等



サーマルリサイクル (熱エネルギー回収・利用)

- 高炉原材料
- ガス化
- 油化
- 熱利用 等



11月は「農業用使用済プラスチック適正処理強化月間」です。
倉庫などに保管したままの使用済プラスチックがないか、確認しましょう。

福島県

福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進会議・各地方農業用使用済プラスチック適正処理推進会議

リサイクルは、正しい分別から



- ・農ビとポリにきちんと分けましょう。
- ・泥やごみを落としましょう。
- ・金属や石などが混入しないように注意しましょう。



- ・極力かさばらないように、折りたたんで10~15Kgに結束しましょう。
 - ・結束ひもは、使用済プラスチックと同じプラスチックのものを使用しましょう。
- ※専用の袋で回収する地域もあります。

地域で決めた日時と定められた場所に搬入しましょう

農業用使用済プラスチックの見分け方

種類	主な用途	統一マークの表示	特性
農ビ (塩化ビニル)	主にハウス被覆のビニル トンネル用被覆ビニル	おおむね1mおきに青字で「農ビ」のマーク	引き裂きにくく、伸ばしても透明であり、切り口がきれい。
ポリ (ポリエチレン)	マルチ(白・黒・グリーン等) 灌水チューブ、肥料袋のほか ハウス被覆、内張カーテン	印刷されていないものが多い ※印刷されているものは、おおむね1mおきに、青以外の色で「農PO」のマークがあるか、農PO、またはPEと印字	切り口は、波を打ち白っぽくなる。

農業用使用済プラスチックは「産業廃棄物」です。

平成20年4月1日から、全ての産業廃棄物排出事業者は、マニフェストの交付等状況報告が義務付けられました。

※ただし、以下の場合には、JAや市町村等の地区協議会等が一括して状況報告書を提出することができます。

- ・農業者から地区協議会等に処理に関する契約やマニフェスト交付等に関する委任状が提出されている
- ・地区協議会等が運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を提供し、適正に回収・処理が行われるシステムが確立しており、集荷場所の提供者が自らの名義でマニフェストを交付している

廃棄物の処理
及び清掃に関する
法律の罰則

**不法投棄、
野焼きをすると
罰せられます。**

5年以下の懲役
1,000万円以下の罰金
又はこの併科



適正処理と併せ、生分解性マルチフィルムや
中長期展張性フィルムを使用するなど、排出量の削減にも取り組みましょう。

相談先 (各推進会議・協議会連絡先)

- ・**県北地方農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会**
県北農林事務所農業振興普及部内 電話 024-521-7662 FAX 024-521-7998
024-521-7987
- ・**県中地方園芸特産推進本部**
県中農林事務所農業振興普及部内 電話 024-935-1308 FAX 024-935-1514
- ・**県南地方農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会**
県南農林事務所農業振興普及部内 電話 0248-23-1563 FAX 0248-23-1559

- ・**会津地方農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会**
会津農林事務所農業振興普及部内 電話 0242-29-5303 FAX 0242-29-5314
- ・**南会津地方農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会**
南会津農林事務所農業振興普及部内 電話 0241-62-5253 FAX 0241-62-5256
- ・**相双地方農業用使用済プラスチック適正処理推進会議**
相双農林事務所農業振興普及部内 電話 0244-26-1148 FAX 0244-26-1169
- ・**いわき地方農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会**
いわき農林事務所農業振興普及部内 電話 0246-24-6160 FAX 0246-24-6196

福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進会議

(福島県農林水産部環境保全農業課内)

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (県庁西庁舎5階)
電話 024-521-7342 FAX 024-521-7938